尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務公募型プロポーザル方式 技術提案書評価基準

別表1 技術提案書を選定するための評価基準【第1次審査】

初年		-/×1111.	·->IN E	1 C C C 7 S 1 C 6 7 6 7	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					/ 			
評価 項目	評価の着眼点 評価基準					配点	A		評 B	価 C	失格	様式	
		壮华	诸数		単独企業及び共同企業体に所属する全ての構成員 の技術者数を評価する。	10点		3名	2名	1名		様式-2	
		1文作	旧奴					10点	7点	4点			
					単独企業及び共同企業体が平成26年度以降から本プロポーザルの公告日までに受託し完了した同種業務の実績により評価する。		3件		2件	1件			
		同種業務の実績			○ 同種業務:体育館、公民館、集会所及び図書館の新築、増築又は改築に係る実施設計であって、その延べ面積が2,500 ㎡以上の業務 ○ 類似業務:体育館、公民館、集会所及び図書館の新築、増築又は改築に係る基本設計であって、その延べ面積が1,500 ㎡以上の業務	10 点	同種業務	10 点	6点	3点			
							類似	6点	4点	2点	_		
	事						業務 ※ 同科	重業務と類似	 業務が混在している				
	事務所の体制				なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。		件に付き「3点」、類似業務1件に付き「2						
	体制				単独企業及び共同企業体が平成26年度以降から本プロポーザルの公告日までに受託し完了した業務であって、建築士事務所としての受賞歴により評価する。		受	賞実績1	受賞実績2	受賞実績3		様式-6	
					受賞実績1:体育館、公民館集会所及び図書館の実施設計であって、その延べ面積が2,500 ㎡以上の業								
		過去の受賞実績			務 受賞実績2:体育館、公民館集会所及び図書館の実施設計であって、その延べ面積が1,500㎡以上2,500㎡未満の業務 受賞実績3:受賞実績1及び受賞実績2以外の基本設計又は実施設計業務ない場合は0点とする。	10 点	10 点		6 点	2点	_		
		資物	技術	技術者資格	一級建築士の資格を必須とする。			_		_	一級建築士の資格を有	様式-7	
		資格要件	技術者資格			_		_	_	_	しない場合		
配置予定技術者		専門技術力	TH	過去 10 年間に完了 した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。	8点		3件	2件	1件			
					なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。			8点	5点	2点			
	管理技術者		業務執		同種業務B (実施設計)の実績の件数により評価する。			3件	2件	1件			
			業務執行技術力		なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。			6点	3点	1点			
					類似業務(基本設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。	4点		3件	2件	1件			
								4点	2点	1点			
		手持ち業務件数 専 任 制		手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	2点	31	件以下	4件~6件	7件以上			
								2点	1点	0点	_		
	意匠主任技術者	資格要件		技術者資格	一級建築士の資格を必須とする。			_	_	_	一級建築士の資格を有	ī	
		要件	技術者資格	有資格		_		_	_	_	しない場合		
				過去10年間に完了 した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。	o.E		3件	2件 1件				
		専門技術力	業務執行技術力		なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。 同種業務B(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。	8点		8点	5点	2点		- 様式-8	
						٠.		3件	2件	1件			
						6点		6点	3点	1点	_		
					類似業務(基本設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。	, 1-		3件	2件	1件			
					ただし、実績がない場合は0点とする。	4点		4点	2点	1点	_		
		手持ち業務件数 専 任 制		手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	o . !-	31	件以下	4件~6件	7件以上			
						2点		2点	1点	0点	_		
		資格	技術	技術者資格	構造設計一級建築士の資格を必須とする。			_	_	_	構造設計一級建築士の		
	 ##	資格要件	技術者資格			_				_	資格を有しない場合		
		専門技術力		過去10年間に完了 した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。	8点		3件	2件	1件			
	構造主任技術者				なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。			8点	5点	2点	_	· -1 -1	
	任技術				同種業務B(実施設計)の実績の件数により評価する。			3件	2件	1件		様式-9	
	者				なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。			6点	3点	1点	_		
			力		類似業務(基本設計)の実績の件数により評価する。			3件	2件	1件			
1	1				なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。 ただし、実績がない場合は0点とする。	4点			2点		-		

	<u> </u>	専	手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	2点	3件以下	4件~6件	7件以上		
	1 4 1	専 任 制			2 /5	2点	1点	0点		
見積書	見積業務コスト書			見積価格が安価な場合に優位に評価する。	10 点	評価点 = 配	下記の算定式により記点 × (予算額 — : (予算額 — : (予算額 — 点以下第3位切り捨	提案者見積価格) 最低見積価格)	技術提案要請事項書 4.3)見積書の項に よる	A 4 Hb

注:第1次審査において評価結果の得点が同点の場合は、

「見積書」→「管理技術者」→「構造主任技術者」→「意匠主任技術者」→「事務所の体制等」の順に評価点が高い者を選定する。

別表2 技術提案書を採用するための評価基準【第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング等)】

)着眼点	評価基準	配点	評価						
評価項目	評価の				A (極めて優 れる)	B (良好)	C (普通)	D (やや不十 分)	E (不十分)	失格	様式
実施 方 針・実施フ ロー	業務の理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8点							
	実施手順		実施手順の妥当性及び業務量把握の妥当性が高い場合に優位に評価する。	6点							様式 -12
	その他重要事項		「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿 命化工事の設計概要」の(5)実施設計業務の要件 が適切になされていること。	6点							
技術提案	特定テーマ①	技術力、的確性、実現性及び 独創性	・提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける 類似実績などが明示されており、利用しようとす る技術基準、資料及び提案内容によって想定され る事業費が適切である場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討	25 点	配点× 100%	配点× 80%	配点× 60%	配点× 40%	配点× 20%	提出(提案)がない場合	様式— 13-1
	特定テーマ ②	技術力、的確性、実現性及び 独創性	4	30点							様式- 13-2
	特定テーマ	技術力、的確性、実現性及び 独創性	告: 2. 担盘: 1. 2. 2. 2. 1日A) - 居(4) - 元/元 1. 2	10点							様式- 13-3
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の 確認	技術力が高いと判断される場合に優位に評価する。	5点						管理技術者、 意匠主任技術 者及び構造主 任技術者のい ずれかが出席	
	取組意欲	業務への取組 意欲		5点	点						
	説明能力	質問に対する 応答性	説明が分かりやすく、質問に対する応答が明快で、 かつ迅速な場合に優位に評価する。	5点						しない場合	

注:同点の場合は、「業務内容に対する技術提案・特定テーマ①」の評価点が高い者を採用する。

以下同様に、「業務内容に対する技術提案・特定テーマ②」→「業務内容に対する技術提案・特定テーマ③」→「ヒアリング・専門技術力」→「ヒアリング・取組意欲」→「ヒアリング・説明能力」の順に評価点が高い者を採用する。